

雇用保険、労災保険等の追加給付について

毎月勤労統計調査において、調査方法に誤りがあったことにより、平成16年以降の同調査における雇用保険制度等の給付額に影響が生じています。

平成16年以降に雇用保険、労災保険、船員保険の給付を受給した方の一部及び雇用調整助成金などに対し、追加給付されることになりました。（現在受給中でも該当する場合あり）

■ 追加給付の対象となる可能性がある方

【雇用保険】

2004年8月以降、以下の給付を受けた方

- ◆基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、傷病手当
- ◆個別延長給付、訓練延長給付、広域延長給付、地域延長給付
- ◆就業手当、再就職手当、常用就職支度手当、就業促進定着手当
- ◆高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付
- ◆教育訓練支援給付金
- ◆就職促進手当 等

※追加給付額の平均額（1つの受給期間）の現時点の見通しは、約1,400円。

【労災保険】

2004年7月以降、以下の給付を受けた方

- ◆傷病（補償）年金、傷病特別年金
- ◆障害（補償）年金、障害特別年金
- ◆遺族（補償）年金、遺族特別年金、遺族特別一時金
- ◆休業（補償）給付、休業特別支給金 等

※追加給付額の平均額の現時点の見通しは、年金給付で約9万円、休業補償で一ヶ月当たり約300円。

その他、追加給付の対象は事業主向け助成金や船員保険関係にも広がっています。

■ 対応について

厚生労働省ホームページでは、今回の対応に関するQ&Aが公表されています。

それによれば、原則として行政から追加給付対象者に対してお手紙を郵送し、

(1)追加給付の対象となっている旨、(2)追加給付額等、を連絡する流れになります。

なお、追加給付にあたり会社側で手続を行う事務は想定されておらず、継続給付の支給についても行政から直接郵送通知される予定となっています。

また、以下の「追加給付問い合わせ専用ダイヤル」（通話料無料）も設置されています。

- ・雇用保険追加給付問合せ専用ダイヤル 0120-952-807
- ・労災保険追加給付問合せ専用ダイヤル 0120-952-824
- ・船員保険追加給付問合せ専用ダイヤル 0120-843-547
0120-830-008

（受付時間 平日 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15）

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください！